GGT ニュースレター
No.106
〒101-0031 東京都千代田区東神田 1−2−8
電話：03−5835−3917
発行所：一般社団法人自然資源保全協会（ＧＧＴ）
2016 年 6 月 30 日発行

ワシントン条約次回締約国会議での各種提案について

第 17 回ワシントン条約締約国会議が今年の 9 月 24 日から 10 月 5 日まで、南アフリカのヨハネスブルグにあるサントン・コンベンション・センターで開かれます。この会議に向けての締約国会議による提案提出締め切りが 4 月 27 日でしたので、現時点で、提案が出そろったことになります。提案には附属書改正提案と決議、決定などの審議用文書のふたとおりがあります。前者はウェブページ上で見ることができますが、後者については一部しか掲載されていません。これらのうち、おもな提案について、その概要を以下に説明します。なお、附属書Ⅰ掲載は国際商取引禁止、附属書Ⅱ掲載は政府の許可があれば国際商取引可能、を意味しています。

宝石サンゴ

宝石サンゴについては、過去 2 回、附属書Ⅱに掲載する提案が提出され、いずれも否決されています。今回は、附属書改正提案こそ提出されませんでしたが、アメリカが審議用文書を提出しました。

同文書によると、中国での宝石サンゴの市場価格は 3 年間で 500% も上昇したとのことです。2014 年から 2015 年にかけての外国船による日本の排他的経済水域にも言及しています。アメリカが提案しているのは、黒サンゴを含む宝石サンゴの生息国に対して、資源量、生物学的状況、管理状況、取引に関するデータを収集し、事務局に提出すること、事務局はそれをまとめ、第 29 回動物委員会会合に報告するよう求めるものです。また国連食糧農業機関（FAO）に対しても、動物委員会への報告など、各種作業を求めています。動物委員会はこれらの報告をレビューし、第 70 回常設委員会に保全と持続可能な利用のために必要な勧告することとなっています。常設委員会はそれを受けて、必要な場合、締約国に通知する、もしくは第 18 回締約国会議に勧告文書を提出するという内容です。この提案は附属書改正提案でないことから、採択される可能性が極めて高いと思われます。

なお、2008 年に宝石サンゴ 4 種が中国の申請により、附属書Ⅲに掲載されており、宝石サンゴはすでにワシントン条約の対象となっていることを申し添えておきます。

サメ類

すでに、サメの仲間ではホホジロザメ、ウバザメ、ジンベエザメ、シュモクザメ類、ヨゴレ、ニシネズミザメが附属書Ⅱに、エイ類ではマンタが附属書Ⅱに掲載されています。今度の締約国会議にはサメ類 4 種、エイ類 9 種の附属書Ⅱ掲載が提案されています。

サメ類の内訳はハチワレ、オナガザメ、ニタリ、クロトガリザメです。エイはイトマキエイ類 9 種です。サメについては 2 提案出ており、ハチワレ、オナガザメ、ニタリに関する提案はスリランカ、バングラデシュ、ブルキナファソ、コモロ、ドミニカ共和国、エジプト、EU 諸国、フィジー、ガボン、ガーナ、ギニア、モルジブ、モーリシャス、モーリタニア、パラオ、サモア、セネガルの共同提案です。EU は 28 か国からなっているので、44 か国の共同提案ということになります。ハチワレは個体数が著しく減少していることから、同じ属のほかの 2 種のオナガザメとニタリは類似種規定により附属書Ⅱに掲載するというものです。提案書によれば、国際取引の対象となっているのは、主にヒレであって、国内的には肉が消費されているということです。ワシントン条約は国際取引を規制するものであって、国内取引は自由に許されていることから、附属書掲載の効果が果たしてあるかどうか疑問です。

クロトガリザメを附属書Ⅱに掲載する提案は、モルジブ、バングラデシュ、ブルキナファソ、コモロ、ドミニカ共和国、エジプト、EU 諸国 28 か国、フィジー、ガボン、ガーナ、ギニア、モーリタニア、パラオ、サモア、セネガル、スリランカ、ウクライナ、アラブ首長国連邦の計 45 か国の共同提案です。

日本政府はいずれの提案に対しても、漁業資源の保全管理はその国および地域漁業管理機関などにより実行されるべきとして、反対

の意思表明をおこなっています。

エイ類

マンタという別名で知られるオニイトマキエイ類はすでに条約の附属書Ⅱに掲載されています。今回の提案は、イトマキエイ属の全種を附属書Ⅱに掲載しようとするものです。これは、フィジー、バハマ、バングラデシュ、ベニン、ブラジル、ブルキナファソ、コモロ、エクアドル、エジプト、EU28 か国、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニアビサオ、モルジブ、モーリタニア、パラオ、サモア、セネガル、セイシェル、スリランカ、アラブ首長国連邦、アメリカの共同提案です。イトマキエイ属には現在 9 種が知られており、うち 2 種が個体数減少により、残りが類似種規定により、条約の対象とするものです。

サメ類同様、日本政府は反対の意思表明をおこないました。

ウナギ類

ウナギは世界に 16 種が生息しており、そのうちヨーロッパウナギがすでに附属書Ⅱに掲載されています。附属書Ⅱ掲載は、輸出国政府の許可があれば、商取引可能ですが、EU 諸国はより厳しい措置をとり、EU 域内からの輸出を禁止しています。EU に属さない北アフリカなどの一部の国からしか輸出がないという状態です。

ヨーロッパウナギ以外のウナギ、とくに温帯性のアメリカウナギやニホンウナギの個体数が減少しているのではないかとの懸念から、以前からワシントン条約の対象になるのではないかと噂されていました。また、ヨーロッパウナギの供給が激減したことから、他種のウナギの取引量が増えたという懸念もありました。

今回、ニホンウナギなどのウナギ類の附属書掲載提案はありませんでしたが、EU 諸国が審議用の文書を提出しました。ウナギ類の個体数や捕獲量に関する情報の収集とウナギ属全種の持続可能な取引のための勧告作成を目的とした決定案を採択してほしいという内容です。その決定案によれば、事務局はコンサルタントと契約し、ヨーロッパウナギの附属書掲載に伴う条約履行の課題や教訓に関する情報を収集するとともに、附属書掲載の効果を検証するものです。そして、ヨーロッパウナギ以外のウナギについても情報を集めようというものです。これらの調査結果を第 29 回動物委員会会合で議論することを求めています。また、ワークショップを開催し、その結果を第 30 回会合に報告することも求めています。一方、動物委員会はそうした議論に基づき独自の勧告を第 18 回締約国会議に報告し、常設委員会も第 69、70 回の会合で必要ならば勧告を採択すべきというのが決定案の内容です。

この審議用文書は、過去の類似の文書の審議結果や決定案の内容などから、宝石サンゴに関する決定案と同じく採択される可能性が極めて高いことが想像されます。宝石サンゴとウナギの決定案が採択された場合、第 17 回締約国会議以降の締約国会議、動物委員会、常設委員会で宝石サンゴとウナギの議論が続くことになります。

ワニ類

ワニ類はこれまで多くの種が附属書Ⅰから附属書Ⅱにダウンリストされました。つまり、国際商取引禁止だったものが可能になったのです。これは、その外見や危険性から動物権団体等からの反対運動が少ないこともあり、締約国が理性的な判断を下すことができた結果と言ってよいでしょう。ワニに関して今回も 4 つの提案が提出されました。いずれも規制緩和を目指したものです。

コロンビアはアメリカワニの自国の地域個体群を附属書Ⅰから附属書Ⅱに、マダガスカルはナイルワニの附属書Ⅱ掲載の継続、マレーシアは自国の個体群を附属書Ⅰから附属書Ⅱに、メキシコはモレレットワニの附属書Ⅱ掲載の注釈の削除をおこなうことを目指しています。これらのうち、マレーシアの提案はサラワク州からの輸出を求めるもので、半島マレーシア、サバー州についてはゼロ割当としています。

ワニ類の附属書改正提案の採否結果には、これまで国際自然保護連合（IUCN）種の保存委員会（SSC）のワニ専門家グループの見解が強く影響してきました。ワニ専門家グループは持続可能な利用を強く支持するグループです。今回もワニ専門家グループの意向が強く反映されることと思われます。

ライオン

ニジェール、コートジボワール、チャド、ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、ルワンダ、トーゴの計 10 か国が共同で、アフリカのライオンを附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行する提案を提出しました。インドのライオンはすでに附属書Ⅰに掲載されています。

ライオンは昨春、ジンバブエのワンゲ国立公園の「セシル」という名の老ライオンが国立公園からおびき出され、サファリハンティングの対象となったことから、メディアを騒がせました。ライオンの提案は、おそらくそうしたサファリハンティング反対の動きと連動したものと想像されます。

ライオンの個体数減少の大きな原因は、地元住民による放牧家畜を守るための先制攻撃、家畜が襲われた場合の報復措置による殺りくと言われています。国際取引による影響はあっても微々たるものです。したがって、附属書Ⅰ掲載が保全上どういう意味があるのかわかりません。

提案書によれば、提案提出締め切りの３週間ほど前に南部アフリカ諸国に協議のために提案書を送付したが、返事をもらっていないとのことです。締約国会議では、アフリカゾウ同様、健全な個体群を有する南部アフリカと数の少ないアフリカのほかの国々との間で大きな論争になるものと予想されます。

アフリカゾウ

ケニア、ベニン、ブルキナファソ、中央アフリカ、チャド、エチオピア、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、スリランカ、ウガンダの 13 か国による共同提案は、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエの附属書Ⅱ個体群を附属書Ⅰに移行することにより、アフリカゾウ全体を附属書Ⅰに掲載しようとするものです。一方、ナミビアとジンバブエは、附属書Ⅱの注釈でナミビアとジンバブエが言及されている部分をそれぞれ削除する提案を提出しました。後の２提案が採択されれば、両国からは条件なしで、毎年象牙を輸出できることになります。

アフリカゾウは、ワシントン条約の歴史の初期から締約国会議で大きな議論の対象でした。頂点に達したのは、1989 年にスイスで開かれた締約国会議で、このときにアフリカゾウがそれまでの附属書Ⅱから附属書Ⅰへの移行が決定し、象牙の国際取引が禁止されました。その後、上記４か国の個体群が附属書Ⅱに戻りました。南部アフリカのゾウは絶滅のおそれがないとの認識に基づくものです。過去１世紀をみると、これら４か国のゾウの数は激増しています。問題は、同じ大陸で、増えすぎている国と減りすぎている国が存在していることです。

ケニアほかの提案書によれば、南部アフリカの兄弟姉妹国に対して手を差し伸べて、ほかのアフリカ諸国に加わるよう求めることを提案提出の目的としています。事前協議のためケニアが提案書を送ったところ、ジンバブエとナミビアからは、この提案に反対するとの返事がありました。南アフリカでの締約国会議では、このアフリカゾウに関する議題がもっとも大きなトピックになるでしょう。

第4回GGT定時総会、開催される

６月 16 日に、赤坂の三会堂ビルにて、一般社団法人自然資源保全協会第４回定時総会が開催されました。議長は石川代表理事がつとめ、議事が進行しました。冒頭の挨拶で、「平成 28 年は生物資源の持続可能な利用に関する大きな国際会議が集中して開催される年にあたり、９月の IUCN（国際自然保護連合）世界大会やワシントン条約第 17 回締約国会議（CITES CoP17）は当協会にとって最も重要な会議である。とりわけ、９月 24 日から南アフリカのヨハネスブルグで開催される CITES CoP17 には国際野生生物管理連盟（IWMC）などの友好的 NGO と連携を強化して万全の体制で取組む。アフリカゾウに関して相反する立場の提案が提出されていたり、途上国の人びとの重要な食料資源になっているオナガザメ類やクロトガリザメの国際取引を制限しようとする提案が環境団体主導で提出されていることなど、保護を強めようとする勢力と持続可能な利用を主張する勢力との対立が深刻になることが懸念される。GGT は生物資源の持続可能な利用に向けて活動を強化して取組んで行きたい」と述べました。

続いて、議長から来賓が紹介され、高瀬美和子生態系保全室長より、「GGT は長年にわたり国内外において水産資源の持続可能な利用を推進するための活動を展開してきており、特にワシントン条約などの会議で大きな成果をあげてきている。水産庁としては、漁業資源は各地域漁業管理機関において管理すべきであるという方針のもとで一緒に対処していきたい。野生生物資源の持続可能な利用を推進することに努力してきた GGT の活動にますます期待している」旨、挨拶がありました。

この後、議案の審議に入り、第１号議案　平成 27 年度事業報告及び決算報告承認の件（監事監査報告を含む）、第２号議案　平成 28 年度年会費の額並びにその納入方法の件、第３号議案　平成 28 年度役員報酬の件が審議されました。これら全ての議案は満場一致で承認されました。

続いて事務局から平成 28 年度事業計画書および収支予算書が報告されました。

平成28年度事業計画書（骨子）

Ⅰ. 広報普及活動

（1）講演会・国際会議等の開催：

平成 28 年度は生物資源の持続可能な利用に関する様々な国際会議が集中して開催される予定である。それらは、国連食糧農業機関(FAO)水産委員会、国際自然保護連合(IUCN)世界大会、ワシントン条約第 17 回締約国会議(CITES CoP17)、第 66 回国際捕鯨委員会(IWC)、生物多様性条約第 13 回締約国会議(CBD CoP13)などである。当協会は国や関係団体、会員に向け情報提供する役割を担っていることから、こういった国際会議に関する情報収集活動と広報普及活動を強化する。

(2) 会報等の発行：会報としてニュースレターを発行する。当協会の活動状況や内外の環境関係の最新情報を、適宜ニュースレターの形でまとめ、会員や関係者に配付する。今年度は 4 回の発行を予定する。

(3) パンフレット、資料等の作成配付：9 月のワシントン条約第 17 回締約国会議に向けて、附属書掲載提案に対する GGT の評価と勧告(GGT Recommendation)を作成・印刷し、全締約国政府及び参加 NGO に配布する。

Ⅱ. 資源情報調査活動

(1) 委託事業・補助事業の実施

①平成 28 年度は、国の委託事業「水産資源持続的利用国際動向調査事業」を受託した。本事業の内容は次の通りである。

・CITES や生物多様性条約(CBD)等の環境関連条約における国際会議の動向・各種提　案の背景及びその妥当性の詳細な調査・分析や、それらが与える漁業活動への影響の評価を調査する。

・上記業務を進めるにあたり、知識や経験が豊富な水産業界、研究機関、大学等の関係者からなる検討会を設置し、対策を議論する。

・平成 28 年度は、新たにナマコについて情報収集を強化し、国内の主要生産地におけるナマコの漁獲量や漁業実態の調査及び優良な資源管理事例の取りまとめをおこなう。加えて、ナマコに関する国際議論の動向を調査分析し、海外現地調査及び国際会議出席などを通じた情報収集と普及啓発を行う。

・我が国漁業におけるサメ類の漁獲並びに海鳥及び海亀等の混獲の現状及び国内外の動向を　調査・分析を継続して取り組む。

・7 月にローマで開催される FAO 水産委員会に提出するサメ類資源評価レポート及び海鳥国内行動計画の実施状況評価報告書案の作成を行う。

②国の補助事業は「国際漁業連携強化事業」を継続して取り組む。本事業の概要は、我が国漁船の海外漁場での操業を確保するため、主要国の漁業政策、地域漁業管理機関(RFMO)、環境 NGO、過度な環境保護に傾倒している国及びその影響を受けやすい国等の動向等の国際漁業に関する情報収集・分析、漁業関係者への情報提供を行う。

③民間受託事業として「象牙原料資源調査」において、アフリカの象牙資源量調査を実施する。

④同じく民間委託事業として宝石珊瑚保護育成協議会よりワシントン条約対策事業の委託を受け、関係国とのワークショップを開催する。

Ⅲ. 国際会議等への参加および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加：諸外国の NGO 主催の環境関係会議に対し必要に応じて代表を派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバーまたは政府顧問として参加する。

①平成 28 年 7 月にイタリアのローマで国連食料農業機関(FAO)水産委員会が開催されるため代表を派遣し、CITES CoP17 にむけた海洋生物の附属書掲載提案の情報を探る。②国際自然保護連合(IUCN)世界大会が 9 月 1 日から 10 日までハワイで開催されるため、代表を派遣する。

③ 9 月 24 日から 10 月 5 日まで南アフリカのヨハネスブルグで開催されるワシントン条約第 17 回締約国会議(CITES CoP17)に代表を派遣する。アフリカゾウ、ライオン、サメ・エイ類などの附属書掲載提案が提出される見込みであることから、海外の持続的利用派 NGO と連携し、生物資源の持続的利用が阻害されないように取り組む。

④ 10 月 24 日からはスロベニアで隔年開催の国際捕鯨委員会(IWC)第 66 回会合が行われるため、NGO として参加する。

(2) 海外 NGO との協力：自然資源の保全と持続可能な利用に取り組んでいる海外の NGO の代表が来日する機会を捉え、意見交換をおこなう。また、志を同じくする海外の NGO と協力関係を確立するとともに、双方の事業活動の調整をおこなう。

収支予算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科目	当年度
1. 経常増減の部	
(経常収益)	
会費　収入	18,600
事業　収入	32,738
補助金等　収入	21,558
経常収益・計	72,896
(経常費用)	
事業費	57,796
管理費	16,070
経常費用・計	73,866
当期・経常増減額	▲ 970
2. 経常外増減の部	
(経常外収益)	0
(経常外費用)	2,000
当期・経常外 増減額	▲ 2,200
当期・一般正味財産 増減額	▲ 2,970